

福岡県児童家庭支援センターについて

児童家庭支援センターとは

児童福祉法第44条の2に基づく児童福祉施設。

(以下、「児童家庭支援センター設置運営要綱」から抜粋)

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

県内の設置状況(政令市除く)

①子ども家庭支援センターあまぎやま

開設時期:平成14年度 設置地域:大牟田市

②子ども家庭支援センター風と虹

開設時期:令和4年度 設置地域:筑後市

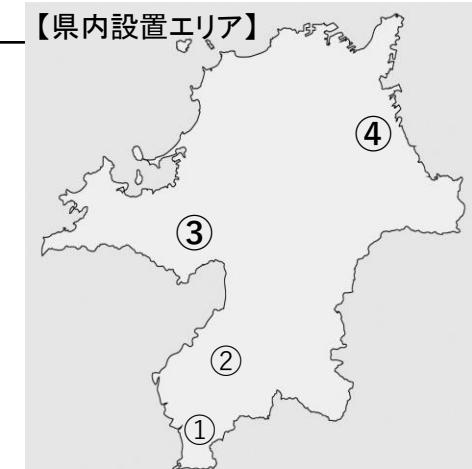
③児童家庭支援センターことのわ

開設時期:令和7年度(10月20日開所) 設置地域:春日市

④児童家庭支援センタージカセン

開設時期:令和7年度(11月20日開所) 設置地域:行橋市

【県内設置エリア】



今年度新設

事業内容

(1) 地域の相談受付窓口の設置

行政開庁時間外を含む時間帯に相談窓口を開設することにより、行政開庁時間中に相談が難しい家庭からの相談に対応する。

	児童家庭支援センターことのわ	児童家庭支援センタージカセン
相談受付時間	月曜日～土曜日 13:00～19:00 (休館日)日曜日、年末年始、祝日	月曜日～土曜日 10:00～19:00 (休館日)日曜日、年末年始、祝日
住所	春日市春日原北町5丁目27番	行橋市行事5丁目2番30号
電話番号	092-404-2161	0930-28-8437

(2) 市町村の相談支援業務の援助

市町村の求めに応じて、要保護児童対策地域協議会への参加等を通じ、社会福祉士や公認心理師等の専門人材による技術的な助言を実施することにより、市町村の相談支援業務を援助する。

(3) 児童相談所における支援体制の強化

こどもの家庭引き取り後も見守りが必要なケース等に対し、児童家庭支援センターが、児童相談所の指導委託に基づいて、家庭訪問等による相談支援及び生活支援を実施し、児童相談所における継続的な支援体制を強化する。

各機関の役割分担等

児童家庭支援センターは、市町村こども家庭センターと児童相談所の中間的な立ち位置として、両者と円滑に連携し、相談支援事業を実施する。

各機関の役割分担等は下表のとおり。

虐待リスク低

虐待リスク高



	市町村 こども家庭センター	児童家庭支援センター	児童相談所
役割 分担	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスの提供、地域資源へのつなぎ ・虐待の未然防止、早期発見 ・要対協の調整 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の相談受付窓口 ●市町村の相談支援業務の援助 ●児童相談所における支援体制の強化 ・関係機関の連絡調整 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な虐待家庭への強制介入、指導（一時保護・児童福祉司指導等） ・児童福祉施設への入所の措置 等
支援 対象	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の虐待家庭 	<ul style="list-style-type: none"> ・小～中度の虐待家庭 ・行政に拒否的な家庭 ・指導委託を受けたケース 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待ハイリスク家庭 ・強制介入、指導が必要な緊急性の高いケース 等
職員 体制	<ul style="list-style-type: none"> 統括支援員 子ども家庭支援員 虐待対応専門員 (児童福祉司任用資格者) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士 公認心理師 臨床心理士 等 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 児童心理司 弁護士 派遣警察官